加美町社会福祉協議会 "你你 「第 3 次地域福祉活動計画書」(令和 5 年度~令和 9 年度)

BEOTEN TON



社会福祉法人 加美町社会福祉協議会



おらほのプラン3の策定にあたって

社会福祉法人加美町社会福祉協議会 会 長 板 垣 文 一

町民の皆様には、日頃より加美町社会福祉協議会の事業推進に深いご理解のもと、ご支援とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本会は、旧3町の合併に伴い発足してから、令和5年4月で20周年を迎えます。 この間、地域福祉の推進のため、各種事業や取り組みを進めてまいりましたが、 人口減少や少子高齢化が一段と進む中で、地域や人々の暮らしを取り巻く課題は、 複雑化かつ多様化しています。さらに、新型コロナウィルスの感染拡大により、 これまでのような地域福祉活動ができない状況となるなど、いろいろな面におい て影響を受けています。

第3次地域福祉活動計画「おらほのプラン3」は、こうした状況を踏まえ、アンケート調査により町民のニーズを把握し、策定委員会の皆さまに活発なご審議をいただき、とりまとめたものです。令和5年度からのスタートとなりますが、節目の年にあたり、気持ちを新たにし、地域福祉の推進のため、基本目標である「みんなで支え合う 地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、関係機関の皆様と連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。今後とも町民皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました第3次地域福祉活動推進計画策定委員会委員の皆様、並びに計画策定にあたって実施したアンケート調査をはじめ、ご協力をいただきました町民の皆様、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。





第1章 はじめに
1 計画策定の背景とその目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 計画の位置づけ・性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 地域福祉活動計画の構成(体系)・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 加美町の現状等
1 人口及び世帯数、高齢化率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・·
2 一人暮らし高齢者世帯の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 要介護(要支援)認定者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 障害者手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 アンケートの調査結果(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 地域福祉活動計画
基本目標と基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
基本計画 1 みんながわかりあうまちづくり(情報・地域課題を共有しよう)・・1
要本計画
実施項目② 地域住民の福祉ニーズの把握・・・・・・・・・・・1
実施項目③ 地域福祉に関する総合的な情報提供(広報活動の充実)・・・・1 基本計画 2 共に支えあうまちづくり(地域福祉を推進しよう)・・・・・・・ 1
要や計画と、共に文化のづようづくり(地域価値を推進しよう)・・・・・・・ 実施項目① 地域福祉事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・1
実施項目① 地域価祉事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ z 実施項目② ニーズ対応型コミュニティサービスの支援・・・・・・・・ 2 v
実施項目② ニース対応型コミュニティリーこ人の文張・・・・・・・・2 実施項目③ 支え合い・助け合いの推進・・・・・・・・・・・2
基本計画3 みんなが主役のまちづくり(ボランティア活動を推進しよう)・・・2
実施項目① ボランティア活動の推進・・・・・・・・・・・・2 × ************************
実施項目② 総合学習と連携した学習・活動機会の提供・・・・・・・・2
実施項目③ 災害ボランティアセンターの体制整備・・・・・・・・・2
基本計画4 誰もが安心のサービスを(住民の暮らしを支えよう)・・・・・・2
実施項目① 総合相談体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・2
実施項目② 公的サービスの利用支援・・・・・・・・・・・・・・2
実施項目③ 地域自立生活を促進する経済支援・・・・・・・・・・・2 !
実施項目④ 在宅福祉サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・3
第4章 参考資料
第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・3
第3次地域福祉活動計画策定手順・・・・・・・・・・・・・・・・3 地域福祉活動計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・3

第1章 はじめに

1 計画策定の背景とその目的

加美町社会福祉協議会は、旧3町(旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町)の合併と同じく平成15年4月1日に設立されました。合併10年目を契機に、本会として初めての地域福祉活動計画が策定(第1次計画:平成25年度~平成29年度)され、その理念を引き継ぐかたちで第2次計画(平成30年度~令和4年度)が策定されています。この5年間は、「みんなで支えあう 地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」という基本目標のもと、町民参加、住民主体による地域福祉の推進に努めてきました。

わが国では、少子高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、現役世代の急減など、担い手不足の加速化が懸念されております。また、これに伴う社会保障財源や福祉人材の確保といった問題が、より一層深刻化してきています。さらに、コロナ禍による外出・活動等の制限は、経済活動を大きく後退させるとともに、人との交流を減らし生活困窮者を増加させるなど、社会のあらゆる面に多大な影響を与えているところです。

福祉分野においては、介護と子育てのダブルケアや8050問題、生活困窮、社会的孤立等、複雑化・多様化した問題が顕在化しています。こうした課題解決のため、「地域共生社会」の実現を掲げ、地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用などの取り組みを進めていくこととしています。

わが町においても、人口減少、少子高齢化は一段と進んでおり、それらを背景とした複雑化・多様化する様々な課題を抱えております。国の改革の方向性を踏まえて、誰もが役割を持ち、ともに支え合い、地域のつながりを強化する事業・活動等が求められているところです。

「第3次地域福祉活動計画」は、これまでの取り組みの成果を踏まえたうえで、新たな課題や本町の地域特性も考慮し、地域に住む人々がお互いに支えあい、たすけあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するため策定するものです。

2 計画の位置づけ・性格

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民、当事者団体、ボランティア、NPO法人等が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の活動と必要な資源の造成、配分などを、組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めです。

3 計画の構成と期間

地域福祉活動計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画とします。ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていくものとします。

2018 (H30)	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028	2029	2030	2031	2032
第2次	欠地域社	富祉活動	動計画											
		評価検討	アンケート 調査	策定	第3	第3次地域福祉活動計画								
							評価検討	アンケート 調査	策定	第4次地域福祉活動計画				

4 地域福祉活動計画の構成(体系)

おらほのプラン3

おたがいに支えあい・自分らしく生きられる・ほっとする まちづくりのプラン3

基本目標 (目的や理念などを明らかにするもの)

*どのような地域福祉活動を進めるかという5年間に取り組む目標・ス ローガンを指す

基本計画 (具体的な取り組みの柱を明らかにするもの)

*基本目標を実現するために取り組む分野を明らかにするもので、その ための軸となる基本項目を表しており、基本目標を具体化する柱とな る

実施計画 (具体的な取り組み事項を明らかにするもの)

- ①実施項目
- ②実施主体
- ③関係機関(役割分担)
- 4)財源区分
- ⑤年次計画
- *基本計画ごとの課題に対して具体的にどのような事業・活動に取り組 むかを定める。
- *実施主体:事業と社協の関係を整理する。単独事業、共同事業、後援 事業
- *関係機関:事業の実施にあたって関係する機関や団体を整理する
- *財源区分:事業費等の財源確保の見込みを整理する。補助金・委託金、 自主財源、配分金等
- *年次計画:事業に着手する「年次」を明記する

二次計画進捗度(達成度)の見方

達成 76%~100% 目標に対しほぼ達成できた Α 概ね達成 51%~75% 目標に対し半数以上達成できた В 26%~ 50% С 一部達成 目標に対し一部は達成できた 未達成 25%以下 目標に対し着手したが成果がでて D いない、または未着手

第2章 加美町の現状等

1 人口及び世帯数、高齢化率等の推移

令和4年の総人口は21,983人で、平成30年と比較すると1,701人、約7.2%減少しており、今後も減少することが見込まれます。世帯数は横ばいの微増傾向にあり、令和4年は8,168世帯となっています。総人口と世帯数から1世帯あたり人員を換算すると、令和4年は約2.7人で、平成30年と比して世帯規模が縮小しています。65歳以上の高齢化率は平成30年以降上昇が続いており、令和4年は約38.1%となっています。今後も高齢化率については、総人口の減少によって上昇することが見込まれます。

		現	将来推計值				
状況 / 年度	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
総人口(A)	23,684人	23,215人	22,837人	22,413人	21,983人	20,071 人	14,876人
65 歳以上人口(B)	8,301人	8,339人	8,356人	8,368人	8,373人	8,064人	6,668人
75 歳以上人口(C)	4,519人	4,487人	4,402人	4,212人	4,156人	4,344 人	4,360人
世帯数(D)	8,110世帯	8,106 世帯	8,154世帯	8,176世帯	8,168 世帯	_	_
1 世帯あたり人員 (A/D)	2.9 人	2.9 人	2.8人	2.7人	2.7人	_	_

高齢化率 (B / A× 100)	35.0%	35.9%	36.6%	37.3%	38.1%	40.2%	44.8%
後期高齢化率 (C/A×100)	19.1%	19.3%	19.3%	18.8%	18.9%	21.6%	29.3%

[※]数値は「加美町人口動態(町民課)」から引用

年度別町内総人口と高齢者人口



2 一人暮らし高齢者世帯の推移

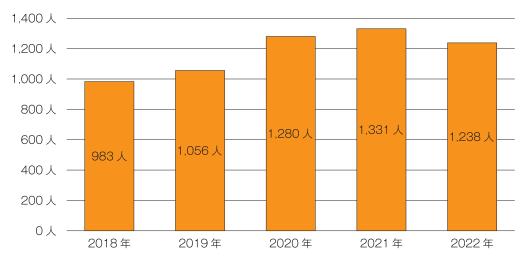
在宅の65歳以上一人暮らし高齢者世帯は毎年増加していましたが、令和3年の1,331人をピークに翌年から減少に転じています。令和4年は1,238人で、前年から93人、約7.0%減少しています。

	現状(3月末時点)							
状況 / 年度	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)			
在宅65歳以上一人暮らし 高齢者世帯	983人	1,056人	1,280人	1,331人	1,238人			

※数値は「宮城県高齢者人口調査(市町村別人口調)」から引用

[※]将来推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」から引用

一人暮らし高齢者世帯の推移



3 要介護 (要支援) 認定者の推移

平成30年の要介護(要支援)認定者は1,629人でした。加美町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)によると、その後は令和3年まで増加が続き、そこから5年までは横ばいで推移すると見られています。令和7年以降は減少して1,649人、令和22年には1,533人になる見込みです。

	現状(9)	月末時点)	将来推計值						
状況 / 年度	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)		
要支援 1	42人	53人	43人	43人	44人	41人	38人		
要支援2	97人	98人	102人	106人	104人	102人	93人		
要介護 1	273人	283人	300人	300人	298人	294人	272人		
要介護2	438人	452人	439人	446人	449人	451人	419人		
要介護3	318人	297人	322人	313人	310人	308人	292人		
要介護4	272人	277人	278人	275人	274人	266人	255人		
要介護5	189人	192人	180人	182人	182人	187人	164人		
要介護認定者 計	1,629人	1,652人	1,664人	1,665人	1,661人	1,649人	1,533人		

※数値は「加美町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)」から引用

要介護(要支援)認定者の推移



4 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は毎年少しずつ減っており、令和4年は1,086人で、平成30年と比較すると112人、約9.3%減少しています。令和4年の療育手帳所持者数は247人で、平成30年と比較すると13人、約5.6%増加しています。

	現状(3月末時点)							
状況 / 年度	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)			
身体障害者手帳	1,198人	1,173人	1,122人	1,099人	1,086人			
療育手帳	234人	241人	246人	251人	247人			
精神障害者保健福祉手帳	137人	138人	141人	139人	138人			
合計	1,569人	1,552人	1,509人	1,489人	1,471人			

※数値は宮城県「身体障害者手帳所持件数」及び「市町村別療育手帳所持者交付件数」、「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数」から引用

障害者手帳所持者の推移





福祉体験学習



家族介護者交流事業

5 アンケートの調査結果(抜粋)

令和3年度(実施時期:令和3年11月10日~令和4年1月31日、標本調査:対象1,000世帯、回収率56.2%)に行った『「第3次加美町地域福祉活動計画策定」のための地域福祉に関するアンケート調査(※)』の結果は、以下のとおりとなっています。

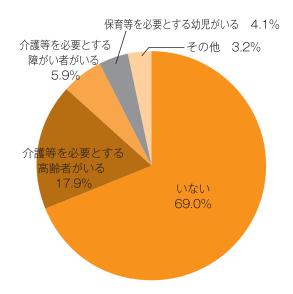
※アンケート調査の集計結果の詳細は本会のホームページに掲載しております。

【日常生活の課題について】

アンケート 現在、家族に何らかの支援を必要とする人がいるか

	選択肢	回答数	割合
1.	いない	389	69.0%
2.	介護等を必要とする高齢者がいる	101	17.9%
3.	介護等を必要とする障がい者がいる	33	5.9%
4.	保育を必要とする幼児がいる	23	4.1%
5.	その他	18	3.2%
	計	564	100.0%

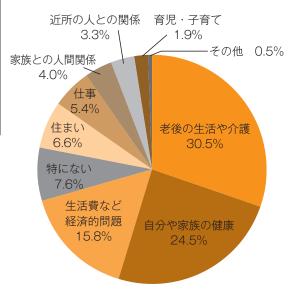
*家族に何らかの支援を必要とする人の割合は、いないが69.0%を占め、介護等が必要な高齢者は17.9%、介護等が必要な障害者が5.9%、幼児は4.1%となっています。



アンケート 日常生活のなかで日頃不安に思っていることはあるか

	選択肢	回答数	割合
1.	自分や家族の健康	291	24.5%
2.	老後の生活や介護	362	30.5%
3.	生活費など経済的問題	187	15.8%
4.	仕事	64	5.4%
5.	育児・子育て	23	1.9%
6.	家族との人間関係	47	4.0%
7.	近所の人との関係	39	3.3%
8.	住まい	78	6.6%
9.	特にない	90	7.6%
10	. その他	6	0.5%
	計	1,187	100.0%

*老後の生活や介護、自分や家族の健康などの割合が高くなっています。生活費など経済的問題も高くなっています。また、特にないも7.6%あります。

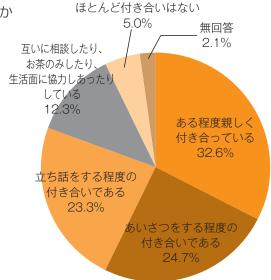


【隣近所との関わりについて】

アンケート 近所の人とどの程度お付き合いをしているか

選択肢	回答数	割合
1. 互いに相談したり、お茶のみしたり、 生活面に協力しあったりしている	69	12.3%
2. ある程度親しく付き合っている	183	32.6%
3. 立ち話をする程度の付き合いである	131	23.3%
4. あいさつをする程度の付き合いである	139	24.7%
5. ほとんど付き合いはない	28	5.0%
6. 無回答	12	2.1%
計	562	100.0%

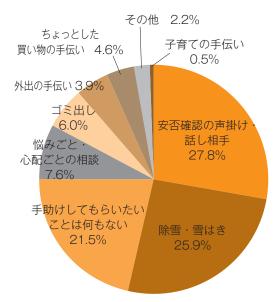
*ある程度親しく付き合っているが一番多くなっています。互いに相談したり、お茶のみをしたり、生活面に協力しあったりしているを合わせると約45%(前回調査50.0%)がある程度親しく付き合っていることになります。



アンケート 隣近所の人に手助けしてもらうとしたら、どんなことをして欲しいか

選択肢	回答数	割合
1. 安否確認の声掛け・話し相手	223	27.8%
2. 悩みごと・心配ごとの相談	61	7.6%
3. ちょっとした買い物の手伝い	37	4.6%
4. ゴミ出し	48	6.0%
5. 除雪・雪はき	208	25.9%
6. 子育ての手伝い (相談や短時間の子どもの預かり)	4	0.5%
7. 外出(買い物・通院など)の手伝い	31	3.9%
8. 手助けしてもらいたいことは何もない	173	21.5%
9. その他	18	2.2%
計	803	100.0%

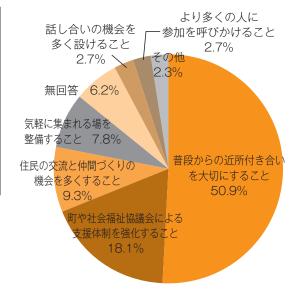
*隣近所の人に「手助けしてもらいたいことは何もない」と回答した方が2割ほどいました。逆に8割程度の方が何かしらの隣近所の手助けを受け入れる考えをもっているようです。最も多かった回答は「安否確認・声がけ・話し相手」、2番目に多かったのは「除雪・雪はき」となります。



アンケート 地域での支え合い活動を充実していくためには、何が一番大切だと思うか

	選択肢	回答数	割合
1.	普段からの近所付き合いを大切にすること	286	50.9%
2.	住民の交流と仲間づくりの機会を多くすること	52	9.3%
3.	気軽に集まれる場を整備すること	44	7.8%
4. を強	町や社会福祉協議会による支援体制 針化すること	102	18.1%
5.	話し合いの機会を多く設けること	15	2.7%
6.	より多くの人に参加を呼びかけること	15	2.7%
7.	その他	13	2.3%
8.	無回答	35	6.2%
	計	562	100.0%

*普段からの近所付き合いを大切にするが一番多くなっています。

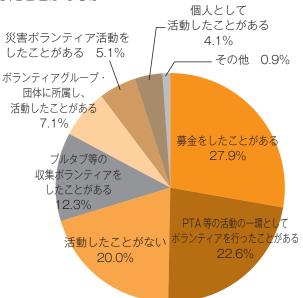


【ボランティア活動について】

アンケートこれまでに、どんなボランティア活動をしたことがあるか

選択肢	回答数	割合
1. 募金をしたことがある	256	27.9%
2. ブルタブ、使用済み切手等の収集ボラン ティアをしたことがある(またはしている)	113	12.3%
3. PTA や子供会、青年会、婦人会、老人クラブ、行政区等の組織、団体に所属し、その活動の一環としてボランティアを行ったことがある(または行っている)	208	22.6%
4. ボランティアグループ·団体に所属し、 活動したことがある(または活動している)	65	7.1%
5. 個人として活動したことがある(または活動している)	38	4.1%
6. 災害ボランティア活動をしたことがある	47	5.1%
7. 活動したことがない	184	20.0%
8. その他	8	0.9%
計	919	100.0%

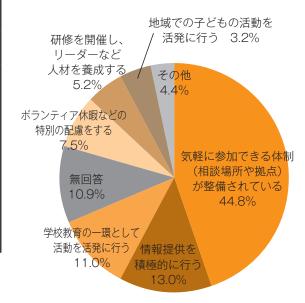
^{*8}割の方が何かしらのボランティア活動をしたことがある回答となっています。



アンケート ボランティア活動の輪を広げていくために、一番必要なのは何か

選択肢	回答数	割合
1. ボランティア活動に気軽に参加できる体制(相談場所や拠点)が整備されている	252	44.8%
2. 企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別の配慮をする	42	7.5%
3. 学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う	62	11.0%
4. 地域での子どものボランティア活動を活発に行う	18	3.2%
5. ボランティア研修を開催し、リーダーなど人材を養成する	29	5.2%
6. ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う	73	13.0%
7. その他	25	4.4%
8. 無回答	61	10.9%
計	562	100.0%

*ボランティア活動に気軽に参加できる体制(相談場所や拠点)が整備されていることが一番多く、情報提供を積極的に行う、学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行うと続きます。



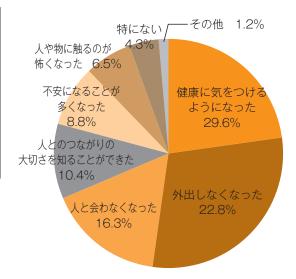


【新型コロナウイルス感染症について】

アンケート 新型コロナウイルス感染症の流行によって、どんな意識の変化があったか

選択肢	回答数	割合
1. 外出しなくなった	279	22.8%
2. 人と会わなくなった	199	16.3%
3. 人や物に触るのが怖くなった	80	6.5%
4. 不安になることが多くなった	108	8.8%
5. 健康に気をつけるようになった	362	29.6%
6. 人とのつながりの大切さを知ることができた	127	10.4%
7. 特にない	52	4.3%
8. その他	15	1.2%
計	1,222	100.0%

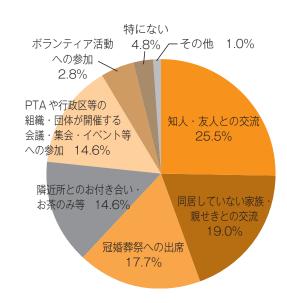
*最も多い回答は、健康に気をつけるようになったで 29.6%、次いで多かったのが外出しなくなったの 22.8%、人と会わなくなった 16.3%でした。2番目と3番目に多かった回答を合わせると約4割となり、人との接触や人流が同じ程度減っていると推測されます。



アンケート 新型コロナウイルス感染症の流行によって、自粛したことはあるか

選択肢	回答数	割合
1. 隣近所とのお付き合い・お茶のみ等	190	14.6%
2. 知人・友人との交流	331	25.5%
3. 同居していない家族・親せきとの交流	247	19.0%
4. PTA や子供会、青年会、婦人会、老人クラブ、行政区等の組織、団体が開催する会議・集会・イベント等への参加	190	14.6%
5. ボランティア活動への参加	37	2.8%
6. 冠婚葬祭への出席	230	17.7%
7. 特にない	62	4.8%
8. その他	13	1.0%
計	1,300	100.0%

*最も多い回答は、知人・友人との交流で 25.5%、次いで多かったのが同居していない家族・親戚との交流で 19.0%、冠婚葬祭への出席 17.7%でした。また、集会イベント等への参加、隣近所とのお付き合いも含めると 9 割以上となり、特にないと回答したのは 4.8%だけでした。ほとんどの人が新型コロナウイルスの影響を受けて、何らかの自粛をしたという結果となりました。

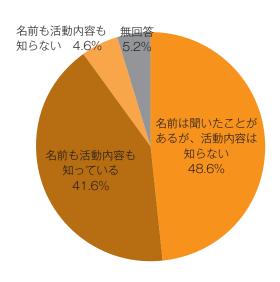


【加美町社会福祉協議会の活動について】

アンケート 社会福祉協議会を知っているか

選択肢	回答数	割合
1. 名前も活動内容も知っている	234	41.6%
2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	273	48.6%
3. 名前も活動内容も知らない	26	4.6%
4. 無回答	29	5.2%
計	562	100.0%

*名前も活動内容も知っているが 41.6%(前回調査 47.6%)になっています。名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らないも 48.6%(前回調査 46.0%)あり、活動内容の周知と理解の推進が課題となります。



アンケート 社会福祉協議会の活動の中で、重要だと思う事業はどれか

	総回答者数:562人		40		80		120		160		200	
1	福祉教育協力校の指定	10	(1.8%)									
2	福祉体験学習		29	(5.2%)								
3	福祉作文・ポスター コンクール	7 (1	.2%)									
4	夏・福祉体験ワークキャンプ	4 (0.	7%)									
5	ボランティア体験塾	10	(1.8%)									
6	困りごと相談事業(生活相談所・ 弁護士による無料法律相談)								147	(26.2%)		
7	生活安定資金· 生活福祉資金貸付事業				57 (10.	1%)						
8	まもり一ぶ・ 日常生活自立支援事業			38 (6.8	%)							
9	一人暮らし高齢者のつどい・ 一人暮らし高齢者訪問事業									165	(29.4%)	
10	家族介護者交流事業			51	(9.1%)							
11	車イス貸与事業		19 (3.4	%)								
12	上寿祝 (100 歳をお祝いする事業)	4 (0.	7%)									
13	金婚を祝う会	5 (0.	9%)									
14	罹災家庭援護事業	2 (0.4	%)									
15	行政区福祉事業への 支援協力・助成金交付				66 (11.7%)						
16	行政区ミニデイサービ スサポート事業			49	(8.7%)							
	介護予防シニア元気塾	11	(2.0%)									
18	ふれあい・いきいきサ ロン	8 (.4%)									
	高齢者等生活支援 (配食サービス) 事業						100 (1	7.8%)				
	高齢者等生活支援 (除雪サービス)事業					85 (1	5.1%)					
	小地域ネットワーク活 動			38 (6.8	%)							
22	ボランティアセンター・ 災害ボランティアセンター事業		19 (3.4	%)								
	福祉のつどい・社会福 祉大会	3 (0.5	5%)									
	社協だよりの発行・ホー ムページによる情報発信		26 (4.6%)								
	介護保険事業所の運営							124 (22.1%)			
26	障害福祉サービス事業 所の運営				58 (10.	3%)						
27	福祉団体の支援協力			42 (7.	5%)							
28	その他	4 (0.7	7%)									

アンケート 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれか

	総回答者数:562人		100		200		300		400	500	
1	ボランティア活動の推進			92 (16.4	1%)						
2	高齢者福祉事業							311 (55.3%)		
3	子育て支援事業			1	33 (23.7	%)					
4	介護保険事業					219	(39.0%)				
5	障害福祉サービス事業			105 (1	8.7%)						
6	総合相談事業		74	(13.2%)							
7	子どもへの福祉体験学習の推進	3	8 (6.8%)								
8	福祉サービスに関する情報発信の充実		69 (12.3%)							
9	生活困窮者自立支援事業				146 (26	.0%)					
10	日常生活自立支援事業(権利擁護事業)		55 (9.8	3%)							
11	特にない	27	(4.8%)								
12	その他	4 (0.79	6)								

回答数(回答者に占める割合)

アンケート自由記述欄で多かった内容等 (誰もが安心して住みやすいまちづくりを進めていくための意見・要望等)

- ・老後の生活や介護について(13件)
- ・隣近所、地域、人とのつながり等について(9件)
- ・買い物、通院、外出等について (7件)
- ・空き家、空き店舗の活用、商店街・町の活性化等(7件)
- ・安否確認、見守り、防犯等について(6件)
- ・育児、子育て等について (5件)
- 情報の発信、提供(5件)
- ・除雪、雪はきについて(5件)
- ・行政への要望(5件)
- ・生活費など経済的な問題、貧困問題等について(4件)
- ・公園、遊具、遊び場所の整備等 (3件)
- ・ 苦情、 クレーム (3件)
- ・悩みごと、相談等について(2件)
- ・ゴミ出しについて (2件)
- ・福祉教育、いじめ問題 (2件)
- ・ボランティア活動及び社会参加活動等(2件)
- ・活動場所、交流の場 (2件)
- ・新型コロナウイルスについて(2件)
- ・世代間交流等(1件)
- ・こども食堂(1件)
- ・災害時の支援 (1件)
- · 結婚相談 (1件)
- ・スマホ等の端末の配備(1件)
- ・フードバンク、フードドライブ (1件)
- ・依存症へのケア等(1件)
- ・自分や家族の健康について(1件)
- その他、要望・意見・激励・感想等(25件)



「社協の活動の中で重要だと思う事業」「今後充実して欲しい活動・支援」「自由記述」等

社協の活動の中で重要だと思う事業として、最も多かったのは「一人暮らし高齢者訪問事業等」で 29.4%、次いで多かったのは「困りごと相談事業」で 26.2%、3番目に多かったのは「介護保険事業所の運営」で 22.1%でした。

今後充実して欲しい活動·支援として最も多かったのは「高齢者福祉事業」で 55.3%、次いで多かったのは「介護保険事業」で 39.0%、3番目に多かったのは「生活困窮者自立支援事業」で 26.0%でした。

別のアンケート設問で「日常生活で不安なこと」という項目で上位にあがった分野とほぼ一致する回答となりました。また、困りごと相談事業等が上位にきているのは、経済的な相談等だけでなく、コロナ禍による孤立感・孤独感によるもの等も反映されているものと思われます。

自由記述欄でも同様の傾向があり、「老後の生活や介護について」の意見が最も多くて13件、次いで多かったのは「隣近所、地域、人とのつながり等について」で9件ありました。コロナ禍を反映してか3番目に多かったのは「買い物、通院、外出等について」で7件、また、「空き家、空き店舗の活用、商店街・町の活性化等」についても同じく7件ありました。

第3章 地域福祉活動計画

基本目標

みんなで支えあう 地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

これまで進めてきた地域福祉に関する取り組みをさらに推進するため、第1次及び第2次計画の基本目標を継承し、地域に住む人々がお互いに支え合い、たすけあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指します。









基本計画 1

みんながわかりあうまちづくり(情報・地域課題を共有しよう)

地域福祉を推進するためには、その出発点を住民の皆さんと共有しておくことが必要となります。アンケート調査や座談会等で住民ニーズを把握するとともに、広報活動を充実させ、 住民の皆さんと情報や地域課題の共有を図ります。

基本計画 2 共に支えあうまちづくり(地域福祉を推進しよう)

地域福祉は「支え手」となる側の一方通行による支援で成立するものではありません。「受け手」が受け止めてくれるからこそ「支え手」として成立しているという側面もあり、その意味では双方が「共に支えあっている」ともいえます。住民の皆さんがそれぞれに役割を持ち、支え合い等の活動に参加できる支援体制を整えるとともに、生活支援や行政区福祉活動等の推進を図ります。

基本計画 3 みんなが主役のまちづくり(ボランティア活動を推進しよう)

福祉のまちづくりは住民の皆さんが主役となって築くものです。支え合い・助け合いの体制基盤を整えるために、ボランティアセンター機能を充実させるとともに、学校等と連携した学習・活動機会の提供や災害ボランティアセンターの体制整備等を図ります。

基本計画 4 誰もが安心のサービスを(住民の暮らしを支えよう)

住民の誰もが安心して生活できるよう、困りごと相談事業のほか、判断能力が十分でない 方に対する権利擁護、生活困窮者等に対する貸付事業とともに、在宅福祉サービスの推進を 図ります。

実施計画

基本計画 1 みんながわかりあうまちづくり(情報・地域課題を共有しよう)

【現状と課題】

地域福祉事業の推進は、住民のニーズ(要望)に基づき実施されるべきものです。本会では、 平成30年度に要援護者実態調査、令和元年度に住民(福祉)座談会(中新田地区)、令和3年 度には、地域福祉に関するアンケート調査等を実施してニーズ把握に努めてきました。

なお、住民(福祉)座談会は、本来は毎年実施するものですが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響により開催することができていない状況となっています。

令和3年度の地域福祉に関するアンケート調査(以下「アンケート調査という。」)では、「あなたは社会福祉協議会を知っていますか」という問いに対して「名前も活動内容も知っている」と回答した方は41.6%でした。「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」と回答した方は48.6%で、活動内容の周知と理解の促進が課題となっています。

【目指す方向性】

情報・地域課題を共有するためのアンケート調査や座談会等で住民ニーズや地域課題を把握するとともに、地域福祉に関する情報提供など、広報活動の充実を図ります。

実施項目① 定期的な調査等実施によるニーズ把握

	二次計画					左	F次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分			25年 (R7)		
ア) 住民意識調査及び要援護者実態調査 によるニーズ把握									
地域福祉事業は、ニーズに基づき実施されるべきものであるから、住民の実態を把握し、実態に即したサービス活動の充実に結びつける必要がある。地域福祉活動計画の見直しの時期(5年ごと)に、各々調査を実施する。		社会福祉協議会	地区推進員 (行政区長) 各事業所	一般財源					
・住民意識調査(5 年ごと) ・要援護高齢者等ニーズ利用満足度調査 (5 年ごと)	A A							実施実施	
イ)住民(福祉)座談会等の実施による ニーズ把握									
福祉活動への住民の理解・参加を得るためには、情報の共有は不可欠である。住民(福祉)座談会は、町民と直接話し合え、町民が最も身近に福祉に接する機会となる。また、町民自らが地域福祉事業について考え、参画を促す意味で、住民(福祉)座談会を開催する。		社会福祉協議会	地区推進員 (行政区長) 民生委員 児童委員	一般財源					
・住民(福祉)座談会 毎年、各地区持ち回りで実施	С		各種団体		実施 1 カ所				>
(中新田→小野田→宮崎) ・関係団体との連携強化 ・行事や会合の場への参加によるニーズ 把握	А				実施				>

実施項目② 地域住民の福祉ニーズの把握

	二次計画					左	F次計画	年次計画					
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分		i i	i i	26年 (R8)	1				
ア) 民生委員・児童委員訪問活動との 連携強化													
民生児童委員は、担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握し、地域を民に対している。また、民生児童委員ででいる。また、民生児童シーでは、活動の推進や地域の福祉では、本会には、大田の推進では、大田の地域のでは、大田の地域のでは、大田の地域のでは、大田の地域のでは、大田の地域では、大田の地域では、大田の地域では、大田の地域では、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田の													
・民生委員・児童委員訪問活動との連携 強化	А	社会福祉 協議会	民生委員 児童委員	一般財源	実施				>				
						: ! ! !	: ! ! !	: : : : :					

実施項目③ 地域福祉に関する総合的な情報提供(広報活動の充実)

	二次計画				年次計画
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分	23年 24年 25年 26年 27年 (R5) (R6) (R7) (R8) (R9)
ア) 地域福祉に関する総合的な情報提供 (広報活動の充実)					
地域の課題や社会資源、活動のノウハウなど、地域で必要な情報をよりタイムリーに発信しながら、社協だよりやホームページ等の内容充実により広報活動の強化を進める。 また、福祉まつりと社会福祉大会に代わる催しとして、毎年「福祉のつどい」を開催し、地域福祉の推進や広報活動に努める。					
・社協だよりの発行(年4回) ・ホームページの管理・運営 ・行政広報誌への掲載等 ・福祉のつどいの開催 (表彰式、福祉講座(講演会)等)	A A C	社会福祉 協議会	行政 各種団体等	一般財源共同募金財源	実施 ————————————————————————————————————



基本計画2 共に支えあうまちづくり(地域福祉を推進しよう)

【現状と課題】

本町では、少子高齢化や過疎化、人口減少が急速に進んでいます。高齢化率は38%を超えており、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家族機能の低下が生じています。また、地域のあらゆる分野で担い手不足の問題が起きており、コロナ禍の影響も加わって地域のつながりは弱まりを見せています。人間関係の希薄化は様々な問題を生んでおり、生活課題はますます多様化・複雑化・重層化してきています。

アンケート調査では、「社会福祉協議会の活動の中で、あなたが重要だと思う事業はどれですか」 という問いに対し、最も多かった回答は「一人暮らし高齢者のつどい・一人暮らし高齢者訪問事 業」となりました。分野的には、半数以上の方々が「高齢者福祉事業」を今後、充実して欲しい 分野であると回答されています。

また、「コロナ禍の中で、こういうサービスがあれば良いと思う福祉サービスはありますか」 という問いでは、「配給や買い物、食事・弁当等の配達サービス」関係をあげた方が最も多いと いう結果となりました。

そのほか、「地域での支え合い活動を充実していくためには、何が一番大切だとお考えですか」という問いにおいては、50%以上の方が「普段からの近所付き合いを大切にすること」と回答されています。なお、2番目に多かったのは「町や社会福祉協議会による支援体制を強化すること」で18.1%、3番目は「住民の交流と仲間づくりの機会を多くすること」で9.3%となりました。

【目指す方向性】

配食サービスや一人暮らし高齢者訪問事業等の高齢者福祉事業のほか、住民が主体的に支え合い・助け合い活動に参加できる支援体制を整え、地域のつながりを強化していくための行政区福祉活動や生活支援体制整備事業、小地域ネットワーク活動等の推進を図ります。

実施項目① 地域福祉事業の推進

	二次計画					左	F次計画 F次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分			25年 (R7)	1	
ア)配食サービスの充実							1		
高齢者等生活支援(配食サービス)事業として、週5回(月曜日から金曜日、祝日を除く)、夕食の宅配を実施する。対象者は要支援認定以上、または障害手帳を所持している65歳以上の一人暮500円に高し、四円については、衛生管理等については。衛生で理等については、衛生で理等については、個人)とでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	А	社会福祉協議会	ボールでは、大きなでは、大きなでは、大きなのと、大きなでは、大きないでは、大きないでは、大きなでは、大きなでは、大きないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、	一般財源 共同 財源	実施				>

イ)一人暮らし高齢者の集い・一人暮らし高齢者訪問事業 一人暮らし高齢者を対象に、「一人暮らし高齢者の集い(もちつきの集い等)」及び「一人暮らし高齢者訪問事業」を実施する。集い(交流会)は、仲間づくりや健康づくりとともに社会参加等を促すこと、訪問事業は、見守り活動を通した高齢者の実情把握等を目的とする。また、これらの事業の実施にあたっては、ボランティアや民生委員等の参加・参画を得るようにし、住民相互の関係性の構築をあわせて図っていく。 ・一人暮らし高齢者の集い(もちつきの集い等)・一人暮らし高齢者訪問事業(民生委員との同行訪問を依頼)・対象年齢を段階的に引き上げる(現在70歳以上)	A	社会福祉協議会	民生委員 ボ 食生 進程 大き	共同募金 財際 町受託金	実施 実施 71歳	72歳	73歳	74歳	> 75歳
ウ)歳末ふれあいあったか弁当配布 (歳末配食サービス事業) 歳末たすけあい募金を活用し、一人暮ら し高齢者を対象に、安否確認を兼ねての弁 当配布を地区ごとに実施する。 ・対象年齢を段階的に引き上げる (現在70歳以上)	A	社会福祉協議会	民生委員県野田イアをある。	共同募金 財源	実施 71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
工)家族介護者交流事業 町受託事業として、在宅で要介護2以上の家族の介護をされている介護者の方の慰労を兼ねたリフレッシュ事業を実施する。介護者相互の交流や、レクリエーションなど息抜きのできる内容で、心身の元気回復を図っていただく。年3回の実施で、内1回は日帰り旅行となっている。参加率は1割以下で、参加者数の伸び悩みが課題である。実施回数や曜日、参加しやすい内容、PR方法等を検討し、引き続き実施する。コロナ禍での事業の持ち方についても検討、工夫しながら実施する。	A	社会福祉協議会	民生委員 保健福祉括 支援センター	町受託金	実施				>

オ) 車イス等貸与事業						 i	i	
介護保険制度における福祉用具貸与では、軽度者(要支援1・2、要介護1)について、車いす等は、原則として保険給付の対象外となっている。本会では、介護保険の保険給付対象外のケースや、短期やセンターで車イスの貸し出しを行う。高齢介護者の負担を軽減するために、今後とも車イスの貸し出しを行う。また、必要とされる福祉用具の貸し出しについて、検討を行い、実施する。	А	社会福祉協議会	民生委員 児童委員 保健福祉課 地域包括 支援センター	一般財源	実施			>
カ)金婚を祝う会 結婚(婚姻)満50年を迎えた夫婦をご 招待し、ご夫婦揃っての長寿と結婚50年 の節目をお祝いする。合わせて、多年にわ たり町発展に尽くされた功績に対し、慰労 を行う。町からの補助金をもって実施して おり、引き続き3地区合同で実施する。	А	社会福祉協議会	保健福祉課町民課	町補助金	実施			>
キ)罹災家庭援護事業 火災等災害に遭遇し著しく住宅に被害を受けた世帯に対し、援護費の支給を行う。 共同募金会が行う災害見舞金と連携して行う。 全焼 30,000円	А	社会福祉協議会	共同募金会 民生委員 児童委員 行政区 危機管理室	一般財源	実施			→
ク)障害福祉助成事業 加美町身体障害者福祉協会に対し、障害 者レクリエーション大会にかかる助成金を 交付する。	С	社会福祉協議会	身体障害者福祉協会	共同募金財源	実施			>



一人暮らし高齢者の集い



配食サービス

実施項目② ニーズ対応型コミュニティサービスの支援

	二次計画						F次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分	23年 (R5)	24年 (R6)	25年 (R7)	26年 (R8)	27年 (R9)
ア)行政区福祉事業への支援協力 少子高齢化や核家族化の進行など家族機能の変化と地域の結びつきや人間関係の希薄化が問題になる中、行政区を単位とした支え合いや助け合いが重要さを増している。行政区における福祉活動に対して助成することにより、地区住民の主体的な活動の促進とボランティア活動の推進を図る。	А	社会福祉協議会	行政区長	一般財源	実施				>
イ)行政区ミニデイサービスサポート 事業の実施(側面支援) 行政区が主体となって行うミニデイサー ビス事業(町補助事業)を社協が側面から 支援し、行政区における高齢者の生きがい づくりや介護予防を支援する。また、行政 区内の担い手である行政区長や民生委員、 ボランティアなどの負担軽減を図り、より 良い活動の継続を推進する。内容は、案内 状の作成や印刷、レクリエーション 開いるの開催など。引き続き積極的な支援 を行う。	А	社会福祉協議会	行政区長 民生委委員 ボランティア 保健福祉支 地域包括支 センター	共同募金財源	実施				^
ウ)介護予防シニア元気塾の実施 行政区で行う事業(主にミニデイサービス)に出向き、介護予防を目的として講話 やレクリエーションなどを実施する。1行 政区あたり原則年1回とする。	А	社会福祉協議会	行政区長 民生委員 児童委員 ボランティア	共同募金財源	実施				>
エ)ふれあい・いきいきサロン活動 ふれあい・いきいきサロンは、身近な住民同士の「仲間づくり」や「出会いの場である活動である。高齢者、地域ででいるでは、一人ではいったり、定期的な交流を通して、一人でとりの「自分らしさ・生きがい」など、心豊かな生活が送れるよう、サロンの設置及び活動を支援する。 ・地域住民相互の支え合いによるふれあい・いきいきサロン活動の普及(高齢者、障害者、子育て世帯等) ・社協登録制の実施参加人数 5名(組)以上概ね月1回以上の開催(年間10回以上)助成制度 年20回を限度に1回あたり 1,000円 ※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりの助成期間5年まで、※1サロンあたりとして、一覧表を作成する。	A	社会福祉協議会	一般住民	共同募金財源	実施				^

実施項目③ 支え合い・助け合いの推進

	二次計画					左	F次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分	23年 (R5)	24年 (R6)	25年 (R7)	26年 (R8)	27年 (R9)
ア)加美町生活支援体制整備事業の推進地域包括ケアシステムの構築のため、介護保険法の改正により、平成27年かららが正により、平成27年かららい、平成27年が開始されたり、平成27年が開始された。。誰もが喜らは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中で			一般住民	共同募金					
 ・地域資源(多様な主体による多様な取り組み等) および地域ニーズ(必要とされる支援の類型、数量、サービスの利用状況等)の把握 ・情報の見える化(地域支え合い情報紙の発行等) ・関係者のネットワーク化・連携(協議体の運営等) ・サービスの開発(生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備等) ・生活支援の担い手となるボランティア等の養成(入門講座等) ・ニーズとサービスのマッチング(支援を必要とする方と、支援団体や個人ボランティア等との連絡調整) 	新 新 新 新 新 新	社会福祉協議会	加美町地域セン 行民 チンの 住民 一般住民	町委託金	実施				^

イ)小地域ネットワーク活動の強化・ 推進							
小地域ネットワーク活動は小地域(概なわけった。 小地域ネットワーク活動は小地域(概なとりを対象に、保健・名見、とのを対象に、保健・る見、ののとりを対象をして変えるをした。 は、とり、高いないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で							
組みを創っていく。 ・小地域ネットワーク活動(みまもり ネット)事業の推進					1		
・行政区指定による活動の啓発、推進						i i	
・行政区・班の住民福祉活動(見守り・			行政区長	共同募金			
市かけ運動)の推進		社会福祉 協議会	民生委員 ボランティア	財源	実施		
・除雪サービスを中心としたみまもり活 動への助成(除雪みまもりネット事業)	А		一般住民	町補助金			
・みまもりネット連絡会(行政区単位) の設置推進	新規						
・老人クラブ等福祉活動団体との連携、 支援(友愛訪問活動の実施)	А	老人クラブ	老人クラブ	一般財源	実施一	 	 >



除雪みまもりネット事業



災害ボランティア活動

基本計画3 みんなが主役のまちづくり(ボランティア活動を推進しよう)

【現状と課題】

社会福祉協議会では、本部にボランティアセンター、各福祉サービスセンターにボランティア サブセンターを設置し、ボランティア活動の推進を図っています。

ボランティアセンターの本来的な役割は、ボランティア登録やボランティアに関する相談、情報提供、活動先の紹介、マッチング、ボランティア団体等の活動支援、養成・研修等を行うことにありますが、現状ではボランティア団体等との調整は行っているものの、個人活動への支援やマッチング等が充分とは言い難い状況となっています。

アンケート調査では、「今後、ボランティア活動の輪を広げていくために、一番必要だと思うことは何ですか」という問いに対し、半数近い 44.8%の方が「ボランティア活動に気軽に参加できる体制(相談場所や拠点)が整備されている」と回答されています。なお、2番目に多かったのは「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」で 13.0%、3番目は「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」で 11.0%という結果となっています。

【目指す方向性】

支え合い・助け合いの体制基盤を整えるために、ボランティアセンター機能を充実させるとともに、学校等と連携した学習・活動機会の提供や災害ボランティアセンターの体制整備等を図ります。

実施項目① ボランティア活動の推進

	二次計画					ź	F次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分			25年 (R7)	1	1
ア)ボランティアセンターの運営						<u> </u>			
ボランティアセンター及びボランティア サブセンターの機能としては、ボランティア 受録やボランティアに関する相談、情報 提供、活動先の紹介、マッチング、ボラン ティア団体等の活動支援、養成の推進き強 あげられる。ボランティア活動の推進活動の 支援の他、ボランティアの登録制度をたよう にしていく。 また、ボランティア活動の推進にあたっ て、ボランティアセンターの適正なと 図り、広く意見等を反映させるたと ンティアセンター運営委員会を設置する。									
・ボランティアセンター運営委員会の設置運営・ボランティア登録制度・ボランティアのマッチング・ボランティア保険窓口業務	新規	社会福祉 協議会	ボランティア (個人・団体) 一般住民	一般財源	実施				^

イ)被災地へのボランティア派遣						i i	<u> </u>	
地震、洪水などの災害はいつ、どこに起きるかわからない。東日本大震災では、災害ボランティア活動が復興への大きな役割を果たした。本町においても災害が起これる立場になることも十分考えられるが、災害を行い、被災地支援の一助となア系遣までの際には、ボランティア派遣、平常方の流遣までの期間にもよるが、平ちの流遣までの期間にもよるが、必要がある。災害に対して迅速に対応するために、災害ボランティアの事前登録制を導入・被災地へのボランティア派遣	新規 D	社会福祉協議会	ボランティア 友の会 町内の ボランティア 一般町民	一般財源	実施			->
ウ)ボランティア団体に対する支援								
a) ボランティア友の会等への支援 加美町ボランティア友の会は、中新田ボランティア友の会、小野田ボランティア友の会からなり、地域ごとに特色のあるボランティア活動を展開している。本会はその事務局として防動支援を行い、即には、活動のための助成金を交付している。今後は、地域実情に即したボランティア活動を支援しつつ、自主活動を推進する。 ・ボランティア友の会等への支援、自主活動の推進 ・助成金交付による活動支援	Α	社会福祉協議会	加美町ボラン ティア 大 中新田ボラの会 中新田ボ友の ティア ボラの ティア 宮崎ア マティア 大 マティア 大 マラの会	一般財源	実施			->
b) ボランティアグループへの支援 ボランティアの輪を広げるため、町内で活動するボランティア団体やグループを対象に助成金を交付し、活動を支援する。 ・ボランティア団体・グループへの活動支援 ・ボランティア団体・グループに対する助成金の交付	А	社会福祉協議会	ボランティア グループ	共同募金財源	実施			->
c)情報提供(財源確保・団体運営ノウハウ等) 町内のボランティア活動・団体への活動支援として、ボランティアセンターで入手できる助成金情報等を発信する。その手段としては、社協だよりやホームページに掲載するなど、広く情報提供が可能な方法とする。また、NPO団体等を育成するため、組織設立や運営などの支援を行う。	А	社会福祉協議会	町内のボラン ティア活動・ 団体・NPO 宮城県社協 全国社協	一般財源	実施			→

エ)ボランティアの養成と質の向上								
a) ボランティア入門講座の実施 町民対象のボランティア活動のきっかけ づくりを目的とした講座を実施する。	D	社会福祉協議会	一般町民	県社協 助成金	検討	実施		->
b) 各種ボランティア・福祉講座の実施 活動対象やテーマ別などで行う町民対象のボランティア講座を実施し、地域福祉の担い手となるボランティアの育成や資質向上の取り組みを行う。 ボランティアリーダー・高齢者・障害者・児童支援・サロン活動・傾聴・福祉レクリエーション、福祉講演会等	С	社会福祉協議会	ボランティア 友の会 町内の ボランティア 活動・団体 一般町民	県社協 助成金	実施			->

実施項目② 総合学習と連携した学習・活動機会の提供

	二次計画					全	手次計 區	<u></u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度(達成度)	実施主体	関係機関	財源区分		24年	25年	26年 (R8)	
ア)学校等教育機関等への情報提供 学校のボランティア・福祉教育推進のため、社会資源等の情報提供や、各団体等と の連絡調整を行う。	А	社会福祉 協議会	各学校 教育委員会	共同募金財源	実施				>
イ)福祉教育協力校の指定 町内の小学校、中学校、こども園、幼稚園、保育所を福祉教育協力校として指定し、助成金の交付や活動の支援を行う。(こども園、幼稚園、保育所については、申請によることとする) ・加美町福祉教育協力校の指定	А	社会福祉協議会	各学校 教育委員会	共同募金財源	実施				>
ウ)福祉体験学習の実施 各学校や地域の要望に応じ、キャップハンディ体験、社会福祉講話、ボランティア 講話、手話教室などの講師派遣や、講師の 紹介、キャップハンディ体験用具の貸し出 しなどを行う。	А	社会福祉協議会	各学校 行政区 ボランティア 等	共同募金財源	実施				>
エ)福祉作文・ポスターコンクールの実施 町内小・中学校の児童・生徒(ポスター のみこども園等の年長児)を対象に、社会 福祉に対する関心を深め、福祉の心(おも いやり・たすけあい・ささえあい)の精神 と社会連帯意識の高揚を図る」という趣旨 のもとに、福祉作文・ポスターコンクール を実施する。	А	社会福祉 協議会	各学校 教育委員会	共同募金財源	実施				>

オ)ボランティア活動体験の実施 社会福祉の理解を深めることを目的に、ボランティア活動体験や福祉に関する体験学習、福祉現場での活動体験の機会を設ける。 ・ボランティア体験塾	С	社会福祉協議会	各学校 教育委員会 事業所等	一般財源	実施		->
カ)企業等の社会貢献活動(CSR)との連携 近年、企業では社会貢献(CSR)活動を積極的に評価しており、活用していく考えが広まりつつある。企業や事業所等との連携を深め、協働しながら地域福祉型の社会貢献活動の促進を図る。 活動を希望する企業等へのボランティア情報提供、学習の機会提供、社会貢献活動のコーディネート、社協会員加入呼びかけ、会員企業への広報紙等の送付を実施する。 ・企業、事業所との事業連携・関係機関等へのマッチング・特別会員企業への広報紙の送付	А	社会福祉協議会	身体障害者福祉協会	共同募金財源	実施		->

実施項目③ 災害ボランティアセンターの体制整備

	二次計画					左	F次計 画	画	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分			25年 (R7)		1
ア)災害ボランティアセンターの体制整備									
大地震や水害などの災害時には、被災地内から支援に駆け付けるボランティアの力が、被災地の復旧・復興のために欠かせない大きなガとなっている。こうした際に、被災者とボランティアを結びつけるための役割を担う災害ボランティアセンターが選要となる。大規模災害が発生した場合には、行政と協議の上、社協が災害ボランティアセンターを運営するよう、宮城県と市町村、社協の間で設置運営に関する覚書が締結され、また、県内の社協間で災害時相互支援協定も締結されている。 災害ボランティアに対する支援を行うため、日頃から体制の整備を図っていく。									
・災害ボランティアセンターの体制整備 ・災害ボランティアセンター設置訓練等 の実施	新規	社会福祉 協議会	行政 宮城県社協 県内社協 行政区長 民生委員 一般住民	一般財源	実施				>

基本計画 4 誰もが安心のサービスを(住民の暮らしを支えよう)

【現状と課題】

世の中の問題が複雑化、多様化していく中において、「この問題はどこに相談したら良いのか分からない」という相談の入口の問題も生じています。生活相談所は、長らく町民の1次相談所(どこの相談所に行ったら良いのか分からない場合の最初の相談窓口)としての役割を果たすべく開設されてきました。生活相談所は、隔月1回(偶数月の第3木曜日)開設している「定例相談」のほか、希望がある場合には「随時相談」にも応じています。なお、生活相談所で解決できない問題に対しては、他関係機関の紹介や弁護士による法律専門相談等により対応しています。

また、家族機能の低下がいわれるようになった昨今、介護等のサービスは在宅生活を支える上で欠かすことのできないものとなっています。

アンケート調査では、「社会福祉協議会の活動の中で、あなたが重要だと思う事業はどれですか」という問いに対し、26.2%の方が「困りごと相談事業」と回答されており、全事業の中でも2番目に高い数字となりました。なお、3番目に高かったのは「介護保険事業所の運営」で22.1%でした。

【目指す方向性】

住民の暮らしに関する支援として、困りごと相談事業のほか、判断能力が十分でない方に対する権利擁護、生活困窮者等に対する貸付事業とともに、在宅福祉サービスの推進を図ります。

実施項目① 総合相談体制の整備・強化

	二次計画				:	年次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分	23年 24年 (R5) (R6)			
ア)困りごと相談等機能強化								
生活相談所は、町民の1次相談所としての機能を果たす役割を担っていることから、引き続き実施する。また、生活相談所では解決できない問題については、法律専門相談や法務相談等を紹介し、解決への一助とする。								
 ・生活相談所の開設 定例開設隔月1回(偶数月) 随時相談窓口の開設 ・法律専門相談の開設 年2回 ・相談員等研修会の実施 	А	社会福祉協議会	行政 民生委員 児童委員 弁護士	一般財源	実施			->



実施項目② 公的サービスの利用支援

	二次計画					白	F次計画	<u> </u>	
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分		24年 (R6)			1
ア)日常生活自立支援事業(まもり一ぶ)の利用促進									
日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものである。社会福祉法第81条により、都道町村社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会がその窓口業務を行うよう定められている。サービス内容は、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、日常的金銭管理、預金通帳の預かりなどある。相談受付から契約締結までは、県社会福祉協議会の専門員が行い、実際のサービスは市町村の生活支援員が行う。									
・相談窓口の設置(3地区窓口)	A		1E 41 1-7						
・ 宮城県社会福祉協議会との連携強化・ 地域包括支援センター等行政機関との	A		県社協 まもりーぶ大崎 地域包括						
連携強化 ・民生委員等社会福祉関係者との連携強化	A	社会福祉 協議会	支援センター保健福祉課	県社協 補助金	実施				<u> </u>
・生活支援員の確保	А	励硪云	民生委員 児童委員						
・研修会への参加(生活支援員、職員)・広報誌掲載、パンフレット作成・配	A		居宅介護 支援事業所						
布、住民懇談会での周知	A								
イ)生活困窮者自立支援事業の利用促進、 連携強化									
近年は、社会情勢の変化により、経済的な困窮状態に陥る人が増加している。最後のセーフティーネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティーネット」の充実強化を図ることを目的として、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施された。 生活困窮者の自立に向けて、本会とし立援制度に積極的な役割を果たす。生活困窮者の自立に向けて、本会とし立援制度に積極的な役割を果たす。生活福祉資金コロナ特例貸付の制度運用により、宮城県北部自立相談支援センター(北部事業所)との連携が強化支援等ネットフークを活かして連携を深めていく必要がある。									
・宮城県北部地域自立支援事業との連携	А	社会福祉 協議会	福祉事務所 保健福祉課	一般財源	実施				>
· 就労準備支援事業			宮城県北部自立相談支						
· · 一時生活支援事業			援センター みやぎ生協						
・生活困窮者等への食料支援の実施	新規		民生委員 児童委員		実施				<u> </u>
									i i

実施項目③ 地域自立生活を促進する経済支援

	二次計画			年次計画					
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関	財源区分			1	26年 (R8)	1
ア)生活福祉資金の有効活用の促進									
生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、ある。とは一個である。のであるようにするようにするは、市町見児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			県社協 民生委員						
・生活福祉資金制度の周知 (ホームページ、社協だより等)	А	社会福祉	児童委員 生活相談員	県社協	実施				<u> </u>
・民生委員児童委員と連携した貸付世帯 への生活支援、償還指導の実施	А	協議会	福祉事務所保健福祉課	補助金	実施				>
イ)生活安定資金の有効活用の促進 生活安定資金は、低所得世帯で生活費、 医療費、修学費、その他これらに準ずる経 費に困窮する方に対し、経済的自立及び生 活安定を図るために本会が主体的に行う貸 付制度である。低所得世帯の生活安定のた め、生活安定資金制度をわかりやすく周知 するとともに、貸付けと償還に関しては、 民生児童委員と連携し、世帯の援助指導を 行うものとする。									
· 生活安定資金貸付事業	А				実施				
生活安定資金(連帯保証人あり) 貸付け限度額 50,000円 (特別の場合70,000円) 生活安定資金緊急特別つなぎ資金 (連帯保証人なし) 貸付け限度額 10,000円		社会福祉協議会	民生委員 児童委員 生活相談所 福祉等初	一般財源					
・生活安定資金制度周知	А		保健福祉課		実施				
(ホームページ、社協だより等)								! ! !	
・民生委員児童委員と連携した貸付世帯 への生活支援、償還指導の実施	А				実施				



実施項目④ 在宅福祉サービスの推進

	二次計画			財源区分	年次計画					
具体的内容(実施計画)	の進捗度 (達成度)	実施主体	関係機関				25年 (R7)			
ア)在宅福祉サービスの推進						i ! !		i !		
住民の暮らしを支えるために、多様な ニーズに合わせた介護保険事業や障害福祉 サービス事業等の在宅福祉サービスを推進 する。					実施		i i i i i i i i i	i i i i i i i i i i	>	
a) 介護保険事業(介護予防事業含む) ・中新田ヘルパーステーション(訪問介護事業所) ・加美町社協ケアサポートセンター(居宅介護支援事業所) ・中新田デイサービスセンター(通所介護事業所) ・小野田西部デイサービスセンター(通所介護事業所) ・宮崎デイサービスセンター(通所介護事業所)										
b) 障害福祉サービス事業 ・中新田ヘルパーステーション(居宅介護事業所) ・クローバーハウス(就労継続支援B型事業所) ・やくらいアットハウス(生活介護事業所) ・加美町社協相談支援事業所カミング(特定相談支援事業所) ・あおぞら(中新田地域活動支援センター)										







第4章 参考資料

社会福祉法人加美町社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人加美町社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、加美町における 地域福祉活動計画を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本会会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に必要な事項について 調査、検討し、答申する。

(組 織)

- 第3条 委員会は10名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる分野から本会会長が委嘱する。
 - (1) 地域代表
 - (2) 民生委員児童委員代表
 - (3) ボランティア団体代表
 - (4) 福祉団体代表
 - (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画の策定が完了し、本会会長に答申するまでとする。ただし、 選出機関及び団体での任期が終了した場合は、新たに選出された者に委嘱する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 会議は、委員長が召集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会本部地域福祉班に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、本会会長が定める。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

社会福祉法人加美町社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画策定手順

地域福祉に関するアンケート調査結果(令和3年度実施)

日常生活の課題 隣近所との関わり ボランティア活動 新型コロナウイルス感染症



第2次加美町地域福祉活動計 画実施状況評価シートの検討

事業•活動実施状況

評価・課題

進捗度(達成度)

方向性

※新しく取り組む事業の検討





第1回策定委員会(令和4年7月11日)

- ・第2次加美町地域福祉活動計画実施状況・評価について
- 計画の大枠の検討



第2回策定委員会(令和4年9月7日)

・第2次加美町地域福祉活動計画実施状況・評価について



第3回策定委員会(令和4年10月17日)

- ・基本目標及び基本計画について
- 第3次地域福祉活動計画素案の審議

※他のアンケート調査やヒアリングの実施



第4回策定委員会(令和4年11月28日)

- ·第3次地域福祉活動計画(案)の審議
- 第3次地域福祉活動計画の答申



理事会·評議員会

- 第3次地域福祉活動計画の承認



計画の実施

住民に広報・啓発

社会福祉法人加美町社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画策定委員会名簿

	氏 名	所属・役職	備考
委員長	藤井健一	加美町区長会宮崎支部 加美町社会福祉協議会理事	第1号 宮崎
副委員長	黒 田 弘 子	知識経験者 加美町社会福祉協議会評議員	第 5 号 小野田
委員	早坂則男	加美町区長会小野田支部 加美町社会福祉協議会理事	第1号 小野田
委員	遠藤祐子	中新田地区民生委員児童委員協議会加美町社会福祉協議会理事	第2号 中新田
委員	坂 元 玲 子	小野田地区民生委員児童委員協議会 加美町社会福祉協議会理事	第2号 小野田
委員	早坂繁	宮崎地区民生委員児童委員協議会 加美町社会福祉協議会評議員	第2号 宮崎
委員	佐々木 盛 雄	加美町ボランティア友の会 加美町社会福祉協議会理事	第3号
委員	青木勇	加美町身体障害者福祉協会 加美町社会福祉協議会評議員	第4号
委員	青 砥 利 次	加美町老人クラブ連合会 加美町社会福祉協議会理事	第4号 中新田
委員	森 田 和 紀	加美町保健福祉課長 加美町社会福祉協議会理事	第5号中新田

会 長	板垣文一
副会長	今 野 武 敏
副会長	佐々木 正 敏

加美町社会福祉協議会「第3次地域福祉活動計画書」

おらほのプラン3

みんなで支えあう地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

令和5年3月発行

編集・発行/社会福祉法人加美町社会福祉協議会

〒 981-4261 宮城県加美郡加美町字町裏320番地 (加美町中新田福祉センター内)

 $T \to L : 0229 (63) 2547 \quad F \to X : 0229 (63) 2898$

URL: http://www.Shakyo.or.jp/hp/288/